

第三十八回国会 農林水産委員会 議院 農林水産委員會議録 第三十二号

昭和三十六年四月二十一日(金曜日)

午前十時三十二分開議

出席委員

委員長 坂田 英一君

理事 秋山 利恭君 理事 小山 長規君

理事 山口長治郎君 理事 丹羽 兵助君

理事 石田 有全君 理事 角屋堅次郎君

理事 芳賀 貢君

安倍 晋太郎君 飯塚 定輔君

龜岡 高夫君 川村 善八郎君

小枝 一雄君 田邊 國男君

中馬 辰猪君 網島 正興君

寺島隆太郎君 中山 榮一君

野原 正勝君 藤田 義光君

本名 武君 松浦 東介君

森田重次郎君 八木 徹雄君

足鹿 覺君 片島 港君

北山 愛郎君 東海林 稔君

中澤 茂一君 西村 関一君

湯山 勇君 稻富 稔人君

出席國務大臣

内閣総理大臣 池田 勇人君

農林大臣 周東 英雄君

出席政府委員

法制局長官 林 修三君

農林政務次官 八田 貞義君

農林事務官 大澤 融君

(農林事務官) 坂村 吉正君

(農林事務官) 齋藤 誠君

(農林事務官) 立川 宗保君

(農林事務官) 食糧庁長官 須賀 賢二君

林野庁長官 山崎 齊君
水産庁次長 高橋 泰彦君
委員外の出席者 専門員 岩隈 博君

四月二十一日

委員内藤隆君及び東海林稔君辞任につき、その補欠として網島正興君及び足鹿覺君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員網島正興君辞任につき、その補欠として内藤隆君が議長の指名で委員に選任された。

四月二十日

農林漁業の基本政策確立に関する陳情書(浦和市高砂町四丁目四十九番地の一増玉町村議会議長松井勝蔵)(第六二七号)
農林漁業振興対策促進に関する陳情書(松山市一番町愛媛県町村会長末永芳朗)(第六五八号)
同(長崎市袋町三十三番地長崎県町村議会議長長別当勝三)(第六五九号)

国有林野の払下げに関する立法措置に関する陳情書(鹿児島市山下町三十七番地鹿児島県町村議会議長宮田実)(第六六一号)
農業基本法政府案の一部修正に関する陳情書(新潟県刈羽郡小国町議会議長牧野功平)(第六六二号)
農林漁業振興対策確立に関する陳情書(福岡市東区堀端福岡県町村議會議長松本富士雄)(第七〇七号)

農業の災害補償制度改正に関する陳情書(長崎市樺島町又三十五番第一長崎県長崎市、西彼杵郡農業協同組合連絡協議会長深浦近次郎外十四名)(第七〇八号)
同(宮城県遠田郡田尻町沼部寺川戸二十六番地の二久保晃外十五名)(第七〇九号)
同(名取市南上字町百五番地引地源吉外十名)(第七四二号)
同外五件(宮城県桃生郡河北町二俣農業協同組合長今野力外九十五名)(第八〇三号)
土地改良法の一部改正に関する陳情書(山口県議會議長滝口純)(第七四一号)

同(大分県議會議長小林政治)(第七九八号)

国有林野開放に関する陳情書(鹿児島市山下町三十七番地鹿児島県国有林野開放期成会会長日高広為)(第七九八号)
公有林野等官行造林地の森林開発公団に移管反対に関する陳情書(北海道静内郡静内町御幸町全林野労組札幌地方本部静内営林署分会執行委員長東井富男外六十名)(第八〇〇号)
農業基本法の早期成立促進に関する陳情書(米沢市議會議長猪俣栄市)(第八〇一号)

大麦及びはだか麦の生産及び政府買入れに関する特別措置法案撤回に関する陳情書(加須市議會議長吉沢知一)(第八〇二号)
豆腐業安定に関する陳情書(東京都日本橋茅場町二丁目一番地東京都豆

腐油揚商工協同組合理事長岡藤吉)(第八〇六号)
は本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件

農業基本法案(内閣提出第四四号)
農業基本法案(北山愛郎君外十一名提出、衆法第二号)

農業災害補償法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一八三三号)
肥料取締法の一部を改正する法律案(内閣提出第一七一七号)(予)

○坂田委員長 これより會議を開きます。

内閣提出、農業災害補償法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案及び予備審査のため付託になりました肥料取締法の一部を改正する法律案を議題とし、まず政府に提案理由の説明を求めます。八田農林政務次官。

農業災害補償法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案
農業災害補償法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案
農業災害補償法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

法律(昭和三十一年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。
附則中第五項を削り、第六項を第五項とし、第七項を第六項とする。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

理由

水稲、陸稻及び麦についての通常共済掛金標準率、異常共済掛金標準率及び超異常共済掛金標準率の改訂を昭和三十六年において行なわなければならない必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

肥料取締法の一部を改正する法律案
肥料取締法の一部を改正する法律案
肥料取締法の一部を改正する法律案

第二条第一項中、「土地にほどこされる物」を「土地にほどこされる物及び植物の栄養に供することを目的として植物にほどこされる物」に改める。
第二十五条ただし書を次のように改める。

ただし、政令で定める種類の普通肥料の生産業者が当該普通肥料につき公定規格で定める農業その他の物を公定規格で定めるところにより混入する場合は、この限りでない。

附則 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

2 植物の栄養に供することを目的として植物にほどこされる物については、肥料取締法第四條、第五條、第十七條から第二十條まで及び第二十七條の規定は、この法律の施行の日から起算して六十日を経過する日までは適用しない。

理由

最近における肥料の改良進歩の状況にかんがみ、新たに、植物に施用する物を肥料取締法の適用対象とするとともに、公定規格で定める農薬その他の物を公定規格で定めるところにより混入する場合に限って異物混入を認めることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○八田政府委員 ただいま議題となりました農業災害補償法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由を御説明いたします。

農業災害補償法第七條第四項の通常共済掛金標準率、異常共済掛金標準率及び超異常共済掛金標準率のうち農作物共済にかかるとするものについては、昭和三十六年にこれを一般的に改正することとなつております。しかし、現在農業災害補償制度の改正を準備しており、農作物共済の共済掛金率の設定方法についても新制度に即して改善を加えるのが適当と考えられますので、本年は農作物共済についての通常共済掛金標準率等の改訂を行なわないこととした次第であります。

以上がこの法律案の提案の理由であります。以上が、何とぞ慎重御審議の上すみます。

やかに御可決あらんことをお願いいたします。

次に、ただいま議題になりました肥料取締法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

第一点は、肥料の定義の改正であります。現行肥料取締法におきましては、植物の栄養に供することまたは植物の栽培に資するため土壌に化学的変化をもたらし、これを目的として土地に施される物を肥料として認めていたものであります。近時たとえば葉面散布剤のように植物の栄養に供することを目的として植物に直接施用するものが製造販売され、すでに農家の使用するところとなつております。このいわける葉面散布剤は今後生産消費ともに増大する見込みでありますので、その品質を保全し公正な取引を確保するため所要の規制を加えることができるよう肥料の定義の改正を行ない、新たに肥料として認めようとするものであります。

第二点は、一般的に禁止されている異物混入について例外を認めるための改正であります。現行肥料取締法におきましては、原則として肥料の品質を低下させるような異物を肥料に混入することを禁止しているものであります。が、近時、農家労働の軽減をはかる目的をもって農薬を混入する肥料あるいは肥料の増進をはかる目的をもって大谷石等の特定物を混入する肥料等が生産される見込みでありますので、公定規格で定める農薬その他の物を公定規格で定めるところにより混入する場合に限って異物混入をすることができるよう異物に関する規定を改正することとしたのであります。

以上がこの法律案を提案する理由であり、そのおもな内容であります。何とぞ慎重御審議の上すみます。御可決あらんことをお願いいたします。次第であります。

○坂田委員長

ただいま提案理由の説明を聴取いたしました。両法案に対する質疑は後日に譲ることいたします。

○坂田委員長

次に、内閣提出、農業基本法案及び北山愛郎君外十一名提出、農業基本法案を一括議題として質疑を行ないます。

○野原(正)委員

私は、前回、農業基本問題調査会が答申いたしました農業の基本問題と基本対策というものと関連いたしました。政府案がこの調査会の答申をいかに受けたか、また、答申と政府案との関連はいかようであるか等について質問をしたのであります。が、その意を尽くし得ませんでしたので、今日引き続きまして大臣から所見を伺いたいと思ひます。

構造問題に對しましての總括的なお話を先般伺つたのであります。が、昨日の公聴会等におきましてもいろいろと意見があつたようでございまして、あらためて二、三の点を指摘いたしまして見解を述べたいと思ひます。

今回の基本法案、自民党を中心としたいわゆる政府案と、日本社会党案及び民主社会党案の比較をいたしまして、他の部門においては、表現の違いこそあれ、大きな違いは見出し得ないのであります。が、構造問題については非常に大きく変化があるわけであり、政府案におきましては、特に自立経営農家というものを中心としたし

まして、それが中心であるが、しかし、農業の近代化、農業の経営の合理化が進むに伴つて、当然協業化は今後もますます盛んになるであろうし、そのことを大いに助長していこうという考え方が政府案の考え方のごときであります。社会党の案も、自立経営というものを否定はしていません。が、しかし、今後農業生産協同組合を中心とした一つの経営の方式にだんだんとこれを育てていく、やがては、土地の保有も、共同的保有というか、そうした協同組合等に持たせていくのだという考え方であり、また、新しい農地の造成も積極的にこれを行なつて、三百万町歩という相当広大な開発を行なつていく、しかもこれは全額国の負担で行なつていく、これは、個人で分けてやるというよりは、むしろ、農業生産協同組合、それに共同的保有というか、――まあ、その陰には、国が全部やつてやるのでありますから、おそらく国費でございましょう。国のものにして、これを農業生産協同組合が経営する、こういうふうな考え方がひそんでおるようによい受けられるのであります。これは、一つの考え方として、日本の長い間自立経営という形でやつて参つた自作農主義というか、日本の農業の実態から見ると非常に現実に合わない点があるようではあります。きのうの公聴会に出てこられた方々の非常に進歩的であらうと思ふような方たちも、ええ実はその点を非常に心配しておつたわけでありまして、この答申案によりまして、自立経営の育成ということをして持たうたつておるわけでありまして、「わが国の農業構造においては、家族経営が絶対的といつてよいほどの比重

を占めており、少なくとも十年ないし二十年前後の間に家族経営以外の経営形態が相当の比重を占めるというふうな事態は考え難い。」というところをはつきりうたつておる。私も、この答申案に出されたこの考え方というものは、ものの方がきつめてすなおだと思ふ。これを無理に共同保有というふうなことにまで持つていこうというとは、一つの理想を盛り込んだ、社会主義社会を建設しようという一つの理想に近づけようとする意図が法案の中ですが、さすがに、政府案においては、そういう点は十分慎重に考えられて、この答申をすなおに受けて、それがあるが、しかし、農業の近代化、合理化に伴つて協業を促進しようというところについては、これをできるだけ援助していこうというふうな考え方、これは私は正しいと思ふ。

そこで、御参考までに私の際ちよつと申し上げてみたいと思ひますが、共産主義の国、これは共産主義を理想としてまだ社会主義をやつておるのでございまして、たとえばソビエトにおける農村の実態はどうか。昨年、私は、はからずもソホーズやコルホーズを親しく見る機会がございました。いろいろと見て参つたのであります。概して言へば、あつた大規模の共同経営というか集団農業経営組織というものは、土地の生産性というものをいふはむしろ非常に低いということを私は見受けて参りました。また、同時に、あつた広大な土地を持つておればあつたコルホーズやソホーズはできるけれども、しかし、日本のようなところ

いう地勢的に恵まれにくいところであつては、いかにそのことが理想であつたとかりにいたしても、とうてい実施のできないものだといふふりなことを私は見て参つたのであります。考えさせられました一点を特に申し上げますと、ソ連では、ソホーズにおきましてもコルホーズにおきましても、最近においては、各農家というか、農民に、それぞれの家のうしろの方に、非常に少ない面積ではございますが、二アールあるいは三アール程度の土地を自己の専用地として、いわゆる家庭菜園というものを作らしてある、認めておるわけです。その家庭菜園の中で作られておる農作物あるいはくだものといふようなものを見ますと、実は非常にできがよろしい。驚くほどりっぱなものができておるのであります。そして、だからから入ってこれられないように、こんなに嚴重にさくを結ぶ必要があろうかと思ふほど、その狭い自家菜園については一歩も敵を寄せつけないくらいに嚴重なさくを実はやっております。その中は非常によく耕やしており、草なんかきれいにむしり取つてしまつておりますし、また、くだものなんかもちりばに剪定までしておる。肥料もやつておる。非常にりっぱな実がなつておる。ところが、そこを一步出てコルホーズの農場へ入つてみますと、驚くべきこと、これは非常に粗放な経営、たまたまちょうど夏でございますまして、リンゴの回り時期でございますが、コルホーズにおいてはリンゴの枝を剪定しておる事実を私はちつとも見なかつた。驚くべきものであります。リンゴは植えつばなし、伸びつばなしであります。全然薬剤の散

布もしておりませんし、実に小さな実がなつてゐる。それが市場に出てゐる。ところが、コルホーズに付属した各農民の自家菜園のリンゴなんかは非常にりっぱなものができております。自分のとつたものは自分の所得になるわけでありまして、農家の方は、お休みの日などには、朝早くから、自分の家でとれたリンゴあるいはトマトあるいは卵などを持って町のバザールに行つて売つてゐる。バザールで自由販売してくれる品物は非常にりっぱなものであるといふことを市民もよく知つておりまして、少々高くてもそこで買ひたいとあります。朝早く七時ごろ行きますと、みんな売り切れてしまふ。そういうことで、バザールに持ち込む品物といふのは、各農民が丹精して狭いところを耕して作つたものですが、非常に質がいいことを市民は知つております。高いけれども、みな買つていく。そして、その得た自分の所得をもつて、子供のものを買ふとか、自分の好みのものを買つて帰る。こういうのがソ連の農村における現実であります。私は、四十年以上の長い歴史にわたつてソ連が集團農業といふものを建設してこれたことに對して決してけちをつけようなんて思つて行つたのではありません。むしろすなおな気持ちで行つたのですが、その中で、はからず、ソ連のソホーズやコルホーズの実態と、そこに住む農民の気持ち、また現に営まれてゐる家庭菜園の実態を見て、実は考えさせられるものが非常に多かつたといふ事実を申し上げるのではありません。

従ひまして、これは、農民が自分の住む周辺の土地に愛着を持ち、これをほんとうに耕していく、また、肥培管理をよくするといふことによつて、やはり生産性が高まり、単位当たりの生産を上げることができるといふふうに考へておりますが、これが機械的に何時から何時までの勤務という形でききますと、その農業に対する愛着、愛情といふものはやはりわいてこない。ましてや、きまりきつた所得だけでノルマだけ果たせばいいのだといふようなことでは、ほんとうの労働の意欲は十分にわいてこないのではないかとこのうに感じまして、そういう点から、現在ソ連が長い歴史の試験を受けながらあのコルホーズやソホーズが必ずしも成功してない。実は、ことしの一月二十七日でしたか、ソ連における中央委員会で非常な大論議がありまして、フルシチョフ首相は農業大臣初め各幹部を非常にしかつたやうであります。一体、今までの農業の報告といふものは非常に間違ひが多い、なぜかういふでたらめなことを言うのだ、こゝ言つてしかつた。ソ連のコルホーズやソホーズにおける今後の農業政策といふものは、今までと非常に違つた新しい一つの考え方いくべきだといふことを非常に強く指摘しておる事実もございします。しかし、それからいって、今のあの集團的な農業方式を急に改めるわけにはいかない。しかし、農民が求めているああした事実を無視してやり得ないところに、ソビエトが共産主義を目ざして社会主義をやつておりますが、非常に悩んでおる一点がそこにあるわけでございます。

それこれ考へてみますと、どうも、日本の国の農業といふものの実態は、私は、土地の自然的・社会的・経済的ないろいろな諸条件といふものをできるだけ補正いたしまして、国が手厚い保護を加へ、そして、国の全体としての価格政策なり、あるいはまた農民に対する流通対策だとか、あるいは農民に対するいろいろな手厚い政策、いわゆる第二条に盛つておるような国の施策を十分にやるならば、まだまだ生産性は伸びる可能性があるといふことをこの間申し上げたのであります。この点について、世間で今自民党の案、いわゆる政府案を批判するのを見ますと、どうも自立経営だけかのごとくにその点に對して執着し過ぎてゐるに思ふ。私も、先日の質問でも、決してそのようには思ふではない、今後、農業の発展に即応して、あくまでも、協業組織といふか、言葉をかえて言へば共同化といふふうなこともますますこれはふえていくことになるであらうし、また、それを押えるようなことがあつてはならぬ、むしろ保護助長を加へていかなければならぬが、しかし、農民の気持といふものをあまりに拘束するやうな共同保有などといふことを持ち出すことはどうも心配があるといふふうに考へておるのであります。その点に對する大臣の御見解を伺つておきたいと思ひます。

○周東國務大臣 御指摘のように、農業といふものが、日本及び各国の例に見ましても、家族経営を中心として行なつておる、そして土地の私有を認めないことはお話し通りであります。そのことは、今お話しのように、土地に對する愛着、その土地からあがるものに對する非常な所有の熱望といふやうなことが現われて農業に對する熱が入るといふことが出ておると思ひます。御指摘のように、答申もまた、現在の日本の農業の実態から見て家族経営といふものを中心にして考へていくべきだといふことで、私も、その趣旨は当然なものとして、農業基本法に、農業構造としては家族経営を中心とする、こゝういふことを言つたわけでありまして、私は、その意味において、今ソ連等におけるコルホーズ等の問題を御指摘になりましたが、この点は、立場を最も異にしております私どもとしては、あくまでも家族経営でいいと思つております。ただ、社会党の方におきましては、土地は耕作者に所有を認めるとたびたびお話がございましたが、それはそうかもしれません。しかし、第九條の意圖するところは、原則として所有を認めるけれども、土地は漸次指導によつて共同化させる方向に持つていくと書いてあるところにある。私どもは、家族経営を中心といたしまして土地の所有を認めていくけれども、しかし、その家族経営をさらに発展せしめるために、農業を近代化し、技術を高度化し、また機械化するといふやうな場面において、それらの施設その他を共同に持つて、それらの農業を営んでいくといふことに關しては、従来から自民党はこれを指導し、これを奨励してゐるわけでありまして、こゝういふ点にはつきり理解しなければならぬ点だと思ふ。私も、こゝういふ共同の点と、土地を第三法人に出してそれに対する権利を共同保有するといふ立場になる面におきましては、農業者各自の意思に従つて、それをやろうとする者に對してこれを認めていくといふ点。

そりいう意味において、農地法の改正等におきましては、家族経営におきましても規模の拡大というより、面に置きまして土地の獲得を容易ならしめ、また、土地を放して他の方面に出ている者に対する土地の移動を容易ならしめるということが農地法の改正その他に関連してくるものでありまして、決してこれは家族経営を中心とする行き方に対して矛盾するものでもなければ、規模の拡大ということに關連して必要な措置であるのであります。

〔発言する者あり〕

○坂田委員長 静肅に願います。

○野原正委員 大臣の御見解でだんだん明らかになって参ったわけですが、私はいささか日本の国内事情と異にしてる国の事情の一端を述べたのであります。率直に言へば、その国の農業の発展なり生産性を高める手段というものは、それぞれの国の持つてある条件というものを無視しては固一的なことはあり得ないという事を言いたかったのであります。つまり、日本のような九州から北海道までの非常に長いわゆる日本列島、そこにたぐさんの島もござります。そういうような土地の事情の非常に違つておるところに、しかも何百という川が流れており、いわゆる機械化に適するような耕やすべき広大な土地というものは、ことに狭い。しかもその狭いながらもそこに多数の人口が住んでおる。従つて、そこに住む農民は、何とかしてそこで自立経営をしようということ、耕やしてついに山天に上るといふような、あるいは田ごとの月を見るような土地、驚くべき高いところに田を作ら

したというふうな事実もござります。従つて、その意味から言つて、日本の土地の利用というものはまだ残つており、多少は生産を進展させる要素、余剰が残つておりますけれども、しかし、現実には土地の利用というものはもう極限まで達したのではないかと、思うほど実は余剰がないのです。しかし、それかといつて、現状でいいかと言へば、そういうわけにいかない。従つて、われわれは、今後、治山治水の観点や、あるいは森林資源の培養維持というよりなことも考えながら、また、水資源を今後の日本の産業経済の発展の上に十分確保するために水源林を涵養するといふような施策もやりながら、しかも、現在において土地の利用が高度化されていらない、土地の利用、管理の方式がまだ科学的でない、非常に十分でないといふふうなものについては、これは開発できるものは草地として、開発する田にもするといふ考え方でいかなければならぬと思ふ。また、山林地帯等については、大いに造林をし、肥培を行なう。林業といへばもう自然の天然の力にだけたよつてきたといふような過去の略奪的な原始的な林業といふものを改めて、いわゆる林業の近代化を行なうといふことも、これは農業基本法とはおのずから別な問題のようでありまして、実は不離一体だと私は思ふ。また、同時に、山だから農業的に利用できないといふような考え方も間違ひであります。つまり、山の斜面をもつと徹底的に開発するならば、それが、一面においては、林地であれ、あるいは牛馬を放牧させ太らせていくために、りっぱに農業的に利用できるで

しょう。あるいはまた、それを牧野として、あるいは草地として利用するといふふうなことも可能であります。従つてまた、林業においても、従来三十年、五十年かかつておつたような林業政策を改めて、精進な生長の早い樹種をどんどん植えていくことにより、あるいは肥料をやる、灌漑を行なうといふふうなことによつて、最近においては早期短伐期林、栽培林業といふような方向が打ち出されておる。そうなるといふと、林業も農業も境目がはつきりしません。むしろそれでいいと思ふ。つまり、土地の利用の高度化といふものは、そうであつてほしい。また、木材を生産するのみならず、飼肥料木として家畜の飼料にもこれを当てるといふことも考え得るわけでありまして、いろいろな面で今後日本の農業といふものは非常に速度で近代化が行なわれていく、土地の利用の高度化が行なわれていく、そこにまた当然開発も行なわれていくといふことでなければならぬと思ふ。そういうことに對して、この政府案は、第二案を初めあらゆる面で明確に、そのことを一々はっきりと文章の上には表現しておられませんが、この中で出ておることを通観しますと、遺憾なくその点が説明されておる。また、それをよく説き及ぶといふことは、むしろこれはためにするもので、この解釈を非常に局部的に見ればいろいろな言ひ方もありましようけれども、この全体を通じて見ると、私どもはきわめて明確だと思ふ。

そこで、今後の国の政策について、私どもは、あらゆる点から構造改善のための諸施策といふものを積極的に進めてもらいたい。自立経営がいいとか協業がいいとかといふことは、これはあまりにもくだつた意見であつて、そういう一つの觀念にとらわれることなく、むしろ、構造改善を積極的に行つていくといふことは、要するに、日本の農業があまりに零細であり、耕すべき耕地が狭過ぎる、また、狭いところがあまりにもたくさんある農家人口が寄り過ぎているといふところにあるのでござりますから、それをすなおに受けて立つならば、一方においては開発できるものがあれば大いに開発をするし、また、生産性を高める手段も残されておるならば、畑地については畑地灌漑をやるとか、あるいは、もつとこまかく言ひならば、土壌線虫を防除するとか、あるいは酸性土壌を緩和するための措置をとるとか、その他さまざまありましよう。湿田単作地帯に対しては二毛作田に切りかえていくための対策をやるとか、あるいはまた、積寒地帯については、これをもつと生産性の高いものとしていくように肥培管理その他いろいろな努力を払う。これは、実は、よく考えてみれば、わが国の農業政策の中には、もうすでに、そういうたあらゆる問題の要求を、積極的にやるならば満たし得るだけの準備があり、法律などもすでにあるわけでありまして、

特殊立法があるにかかわらず、それに對する十分な財政的な裏づけがなかつた。遺憾ながら、いろいろな思ひな法律が用意されておる、やろうと思へばできるはずにかかわらず、思ひやうにできないところに不満があつた。たとえば、日本は海岸線が非常に長い。海岸地帯にはいわゆる海岸砂地がござります。だまつてほうつておけば、その海岸の砂は付近の農村、田畑を荒らし、これをうまく安定させて、海岸の保全のための植林を行なう、また、一方においてはその地帯に對する客土を行なう、灌漑排水を行なうといふようなことにしますと、それがりっぱな生産性を高めて、非常に豊かな農村地帯が建設できることは、すでに大臣は至るところの海岸地帯においてその事実を見ておると思ふ。海岸砂地地帯農業振興臨時措置法といふものもござります。ところが、そういうものがいろいろあるにかかわらず、遺憾ながら、今までも非常にばらばらなふうに見られておつたところに、実はわが国の農業政策といふものが何となく一本くぎが足りないと思われておつた。

そこで、それらを考へてみるという、と、ども、この農業基本法といふのは、今までもとくまだ未完成だつたやうなものに、一本大黒柱を打ち立てて、そして今までの個々のものを全部そこ大きく集めて、最後の仕上げだといふふうにも考へます。また、その大きな柱を立てると同時に、今までもあつたものがどうもちぐはぐで十分でないとするならば、今度は、思い切つて、今までの特殊立法とか各種の振興法のようなものもこの際一つ集大成を

するとあるいは改めて、もつと一つ勇敢にこれを取りつななものを作り上げるとかというような措置が必要であらうと思うのであります。

話がちよつと脱線しましたが、この農業基本法を制定するというこの中に、第二条において国の施策というものがたくさん並べてあります。私は、この施策については、農業基本法はもちろん通過しますが、これと関連のあるさまざまな法律というものを整備いたしまして、少なくともこの国会で、全部というところはできないとしても、今からでもおそくはないから、この国会で用意のできるものは当然この国会で通過させると同時に、準備がまだ十分でないものも、本年はもうあらゆる総力を結集して、この基本法の精神を受けた国の必要な施策については全部この立法措置を講ずるというぐらゐの意気込みでいかなければならぬと思うのであります。大臣のそれに対する御所見を伺いたいと思います。

○周東国務大臣 野原さんがいろいろ御指摘になった点は同感であります。私も、農業基本法というものを制定し、前と違つて、全体の農業の発展のために必要な農業内部における施策というものはかくあるべきものであるということ、また、農業外における、あるいは交通、あるいは労働、あるいは取引、各般にわたつての農業外における施策を打ち立てることによつて総合的に農業の発展を期し得られるというような事柄を、この法律の二条以下に総合的にはつきりと打ち出したわけでありまして、従つて、この法案が制定を見ました時におきましては、来年と言わず、私は、直ちに、三十七年

度において実行されるべきこの法案に書いてある施策の内容として当然関連的に行なわなければならない実行的な法案というものの対して準備し、制度について着手するつもりであります。

往々にして、どうも政府案はつきりしないというこの御指摘があるやに聞きます。たとえば、今御指摘の中にありましたように、農業の基盤の整備、開発ということに關してはつきりありませんが、しかし、私は、むしろ従来以上にはつきりしていると思う。というのは、私は、この法案を各別々に見ないで、二条において農業の基盤の整備、開発と書いてあり、しつとして、その整備される基盤、開発される土地というものはどれだけいいかというところは、第八条で、将来にわたつて長期の重要農産物に關する需要及び生産の見通しを立てて、それに向かつて土地の整備をすることになり、従つて、八条一項に書いてあるその見通しを受けて、九条において、その見通しの上になつて農業生産の増大、農業生産の選択的拡大あるいは農業生産性の向上をはかるために農業生産の基盤の整備、開発をやらなければならぬというところを書いてある。この点はなおに見ていただきたい。私は、二条あるいは八条、九条というものは、堅実なる調査の上に立つて、必要に応じて、お話しのように、あるいは知地の開墾、牧野の開発をはかつていく、しつとして、そういう場合に即しまして、国有林野の払い下げとか使用権設定というところは当然やつていく覚悟であります。たまたま、社会党の皆さんの方では非常に御親切な書き方でご

います。社会党の何条かに国有林野の問題が書いてございます。しかし、これを書いただけでは問題にならぬのでございまして、書いてあることは、それに沿つて、いかなる手段方法によつて国有林野の払い下げの基準をきめるべきかというところは、当然法律に要することは社会党の賢明な諸君は御存じになっておられます。この点、これを書いただけでは中途半端で、社会党の諸君は、農業基本法の中には一部実行できるものとちやんぽんに入つておるといふことで、そういう点において社会党案でははつきりしておるかのごとくでありましたが、むしろ、政府案は、二条、八条、九条その他の運用によりまして、当然次の段階としてはこれらに対する処置を明確にする覚悟でございます。

○野原(正)委員 政府から提案された基本法の第二十二條には、「国は、農業構造の改善に係る施策を講ずるにあつては、農業を営む者があわせて営む林業につき必要なる考慮を払うようとする」ということがございまして、どういふような考慮を払うのか、これは御検討中であらうかと思ひますが、日本の農業政策を今後発展させるのに一番緊密な関係にあり、また、それを無視しては日本の農業は成り立たないといふことを考へられるものは林業でございます。日本の国土の六七％からのものがいわゆる林野の面積でございます。従いましめて、林野をいかにして農業の発展に役立たしむるかということが真に解明されるならば、それだけでも日本の農業といふものは大きく飛躍すると思ひます。おそれるものであります。私も、その点で、今までの日本の林業政策は農

業といふものを十分に考へなければならぬと思ひますのであります。今後の林業政策については、この農業基本法を受けていろいろと正しい林業政策といふものが確立されるであらうことを強く期待してやまないところであります。ただ、考へなければならぬ点、日本の国土は非常に急峻な地勢であるといふこと。そして、非常に降雨量が多い。しかも台風の影響地帯である。台風によつて南方から膨大な水資源を日本に運んできておる。これが一度に何百ミリというような降り方をいたしますために、河川はそれを十分に受け入れがたいので、そのために非常に被害が起つておられます。今後水資源を十分に利用開発する、また、災害を未然に防止するための積極的な措置を政府はこれから講じなければならぬと思ひますのであります。やはり、何と申しましたも、国土の保全、国土の荒廃を未然に防ぐための一番大事なことは、林業の経営、山林について適切な管理・経営を行なつて、森林の保護培養に努めること、水源の涵養に努めることが一番大事であると同時に、崩壊の危険のあるところその他については思い切つた治山治水のための工事を行ふ必要があるわけでありま

す。治山事業について十カ年計画で治山特別会計が設けられるといふふうなことは大へんけっこうでございます。従来に比べれば一段と飛躍をしたわけでございますが、しかし、まだまだ十分であると思ひます。そういう点で、大事な水資源を国が求めており、日本の産業経済の大きな発展を今後考へるならば、水資源を積極的に開発する。もしなかったならば、こ

れ以上の産業の発展はその面から非常に困難なことになるであらうといふふうに言われておるのであります。従来一口に治山治水と言われ、水源林の涵養などと言われておりながら、実は山に対してはあまりに略率的なことをやり過ぎたのではないかと。たとえば開拓などにはいたしましてもその傾向が多分にあつたのでありまして、大事な山をまる裸にしてしまつて耕地を作るといふようなことをやりますと、かえつて山が荒れてしまつて、大事なる表土が押し流されてしまつて、そのために開拓そのものももうまづいかな。わが国の国土全体が戦後しばしば大きな災害に見舞われたことは、取り返しのつかないほど大きな損害であつた。そういう災害の原因をも引き起こしたといふような事実を考へてみますならば、いわゆる山林原野を農業的に大いに利用することはけつこうでありますし、また、そうしなければなりません。それとあわせて林業の近代化、林業の経営の合理化といふことを積極的に進めなかつたならば、そこにまた非常に問題が起つて参りますといふ点を指摘しておきたいと思ひます。この林業の経営の合理化といふことは、言葉をかえれば林業経営の集約化ということでありま

す。日本の林業の中で経営が比較的にまづいいつておりますのは国有林であります。ところが、国有林におきましても、経営の面積は一營林署当たりたしか一万四、五千ヘクタール、あるいはそれ以上になっておるかと思ひます。が、相当の面積になっております。一担当区についても二千ヘクタール、三千ヘクタールという膨大な面積を管理

してある担当区が少なくない。私は、先年西ドイツやフランスの国有林野の一部を見る機会がありまして、十年ほど前に行つて参りましたが、非常に集約的な経営をしてゐる。一営林署の單位面積がわずかに千ヘクタール程度である。非常にきつぱな管理をしておつたのを見て参りました。うらやましく思つておつたのであります。また、先日たまたまある民間の林業家が経営しておる山林を見て参りました。これは五百四、五十ヘクタールの民間の山林でございまして、なかなか合理的な経営が行なわれておりました。その狭い面積のところは三十六家族の人が入つておりました。造林から伐採から林道から一切がきつぱなやつておるわけでございます。おそろく今後これを五十家族くらいにふやしても十分に近代的な生活ができるようになると思つて自慢をしておりましたのを見てうらやましく感じたわけでございますが、それこそ考へてみますと、日本の林業の中で比較的進んでおる国有林の経営等についてもまだまだきつぱな放である、近代化という点から見ると近代化には大へん遠いような管理・経営の実態であるように考へておりました。むしろ経営の規模をもつと集約的に行なう必要があると思つた。私は、いたずらに人間をやたらふやせというのではありません。しかし、その管理・経営によつて山が十分活用され、生産が上がつて、そこに多数の人が生活でき、豊かに山村が発展できるならば、これはやはり人が多いほどいいわけでありまして、その人口を収容し、ちゃんとやつていくだけの余地が非常に多い。そういう点は、農業基本法と並

んで今後林業政策があらためて検討される段階のときにまたいろいろと検討してみたいと思つて、大臣も林業問題については非常な関心を持つておられ、経験もお持ちでございますから、この際、わが国の林業政策について、特に農業に関連のある事柄についての御抱負をお聞かせいただいたならば幸いだと思つて、お漏らしをお願いしたいと思います。

○周東國務大臣 野原さんが豊富な経験でお述べになりましたことは傾聴に値するものと思つて、御案内のように、日本は、大きな山持ちと農村とを見たときに、これらは別々の経営というところに考えられますが、多くの場合農業を営みつつ林業をやつておるという地方もかなり多い。そういう地方におきましては、当然、農業経営に関連してその人の持つ林業というものを育てていく、ともに所得の増加をはかるといふことが一つの方法だと思つて、それにしてもあまりにも小さ過ぎる山というのを持つただけでは経営的に非常に損だということも御指摘の通りであります。そういう面におきましては、ある程度、農業というものを育てる一面におきまして、国有林、部落有林等を譲つたり、あるいは使用権の設定をするというようなことをなすべく、農・林一体としての経営をよりよくしていくというのを考へていく必要があると思つておられます。

同時に、ただいまお話しのように、私は、日本の林業経営というものの及びその指導というものは非常に集約的になつてないことは御指摘の通りだと思つて、御指摘の中に、国有林すらというお話がございました。今まで、国

有林経営につきましても、大きな、膨大な山をそれぞれにわゆる親方日の丸の形で国で経営しておりますので、積極的にそれを合理化し近代化していくということについて考へが抜けておつたんじゃないかというところですが、それでも山からある程度の収益を得ておつたということで、これを考へますときに、もしこれが私有林経営であつたらしくいふ困難な経営になつたんじゃないかならうかと思つて、今後におきましては、私は、それらの事態を直視して、国有林につきましても近代化、合理化をしなければならぬし、同時に、民有林はなおさらのこと、切つたままに放擲されておるという事態は、これは資金の寝る林業経営というものの実態からかくあるものでありますから、こ

とさらにこれに対して合理化させて、山を緑化していく。それについては、御指摘のように、営林署等の担当面積が非常に多過ぎて手が入れぬといううなこともあると思つて、ことに、私は考へますのに、林業というものは、成長度合いを日本の需要に応じてつと早めるという問題から、原始林といふと、天然更新をやつておる山の雑木林、これを樹種転換をして栽培林に持つていく、こういう計画で進んでおられます。そのことを進めれば進めるほど、これが指導なり担当する営林署の担当区域というものが広過ぎては十分な世話ができない、こういう点に野原さんの御指摘の点があつたと思つて、そういう点は、やがて次の森林法の改正並びに森林組合法等の改正ということで、答申に基づいて十分慎重に考へ、積極的にやつていく必要があると私は考へております。

有林経営につきましても、大臣が、今後森林法あるいは国有林野法の改正、あるいは国有林の管理・経営についての近代化について十分な御熱意のあることがわかりまして、まことに安心をいたしましたわけでありまして、私は、特にこの問題を、国有林の管理・経営の問題と地元

の農村あるいは漁村の生活が非常に不可分の関係にあることを身をもつて体験をしてきたものでありますから、特にその感を深くするのであります。一つの実例をあげて見たいと思つて、青森県に下北半島というところがありまして、そこに鰺野沢という漁村がございまして、ここは以前は非常に魚のかつておりました当時は日本一のタラの漁場でありました。ところが、それが今日では、潮流の変化や、あるいはまた、その地帯に魚が回つてくる以前に、いわゆる漁獲方法の近代化によつて、その地帯に魚が回つてくるまでにみえなくなつてしまつて、そのために陸奥湾内において産卵をすべくやつて参りますタラというものは途中で全部とられてしまつて、今日では幾ら網をおろしても、ほとんどその影も形も見ることができないというやうな事態に相なつて、非常に窮乏に悩んでおるのが今のその村でございまして、私は、学校を出ましてすぐにその土地に在勤しましたとき、命によりましてそこに部分林というものを設定するということをしていたしました。すいぶん古いこと

でございますが、大正十五年から昭和二年にかけましてそこで各部落ごとに部分林というものを設けた。私も、実は、若いころでありましたから、そういう部分林を作るなどということが今

日かくのごとくなるといふことは夢にも思つていなかった。ところが、これは命によつてやつたのであります。が、とにかく、各地に国有林と部落との契約によりまして部分林を設定いたしました。各部落にいわゆる部分林の設定区というものを設け、それとして分収契約によつて二官八民で部分林を作つたのであります。当時国有林は天然更新行という言葉が大いにはやりました。一年生造林に切りかえるという時代でありました。妙なことであります。三年生の苗木を国有林ではほとんど燃やしてしまひまして、一年生の方がいいというやうな、いわゆる林業革新が、実は今にして思つて非常に誤つたことであります。その当時、実は、余つた苗木を、各部落に、燃やすよりはいいのですから、それをただで差し上げた。その苗木で造林してもらつたのであります。今日ちやうどそれが三十五年生に相なりました。私の年がわかりまして……(笑聲)そこで、実は私数年前にその地方を旅行いたしましたら、部落の連中が繰出で歓迎してくれ、感謝会をやつてくれた。驚いたことには、部分林に入つていた村の方たちが毎年間伐だけでも三万、五万という収入を得ているということであり

「秋山委員長代理退席、委員長着席」

そういうことで、実は大へん結果としていいことをしたというやうな感じがしまして、国有林を開放して部分林を作るといふやうなことが、いかに漁村の生活に苦んでおるやうな人を救えるかといふことを実例をもつて体験をし

た。そのとき、命によりましてそこに部分林というものを設定するということをしていたしました。すいぶん古いこと

でございますが、大正十五年から昭和二年にかけましてそこで各部落ごとに部分林というものを設けた。私も、実は、若いころでありましたから、そういう部分林を作るなどということが今

ている。私のような者が、若いときに命令によってやったことながら、今日非常に喜ばれている。こういうような事実がございます。

でございますから、これは三年、五年の後では効果があらがいません。三十年、四十年といえは大へん長い先のようでございますが、私が若いときにやった部分林が今日りっぱにそれだけの成果をあげている。私はこれからまだ五十年くらい生きるつもりでございますが、(笑)そう考えてみると、国有林の管理・経営というものを適切にやるならば農村の振興発展に非常に役立つということを考へまして、この点は特に大臣が勇氣と英断を持って国有林の管理・経営に一段と御健闘願いたい、そのことを指摘いたしまして、総理も参りましたから、私の質問はこの程度で終わりたいと思います。(拍手)

○周東國務大臣 たいだいまもお答えいたしましたように、私は、森林法の改正というものを直ちに研究を命じておりますので、ただいまのように、必要な箇所はまた払い下げというようにことをやって部落をにぎわしつつ、しかもそれに対する植林は徹底的に行なわしめるというのと両々相待つてものを考へていきたい、かように考へております。

○坂田委員長 次は、片島港君。

○片島委員 先日質問途中で保留いたしましたので、引き続きまして若干お尋ねをいたしたいと思うのであります。

政府の提案、また法案の基礎となつておる所得増進計画なりあるいは基本問題調査会の答申などによつて拝見いたしましたも、まあそれ以外に私たちが

にはわからぬわけでありまして、そういう資料や、また、今日までの予算委員会なり農林委員会の質疑応答で明らかになつておるところからしまして、大体、自立経営農家というのは、二町五反以上、少なくとも二町歩程度以上で、これは目標としては百万戸ぐらい造成したいということでありまして、また、それらの資料に基づいて見ましても、周東農林大臣が幾ら強弁されたとしても、新しき土地の開発・造成というものは、われわれの今日までの資料では見当たらぬのであります。そういったことを、現在、いろいろな資料から調べますと、現在の六百万農家のうち、二町以上というものは四十五万から五十万ぐらいが現存をしておるのでございまして、二町以上とした場合に大体そのくらいになる。そういったことと、あとの一町ぐらいの農家がさらに一町を手に入れるということになれば、反当たり二十万といつたしまして二百万戸ぐらいの資金が要るわけでありまして、そういうふうにして、またいろいろの数字で計算をいたしてみますと、現在の六百万戸の農地のうち五十万戸歩ぐらいが移動しなければ、これは百万戸といふものの造成ができな。百五十万戸歩といふと、反当たり二十万として計算いたした場合は、総理は非常に数字に詳しい方でありまして、三兆円という資金が要るわけでありまして、現在でも農地の移動は大体年間九万町歩、まあこれは農地をつぶすのがありますから、つぶさないで農地だけで移動したものは約五十万町歩。五万町歩といふと、反当たり二十万として一十億円の金が動いておるわけでありまして、そういうふう

にして現在の農地がただ移動する。移動したから、持ち主がかわつたからといつて、直ちに生産性が上がるわけでもなければ、所得が上がるわけでもない。——同じ農地でありまして、そういったことを、経済合理性から言いましても、三兆円という、——三兆円がもつと少なくてもかまいません。二兆円でも一兆円でもよろしゅうございまして、ただ農地が甲から乙の所有に移動して自立経営農家を造成するだけ、それによつて直ちに生産性が上がるわけでもなし、ただ経営規模が大きくなる。それで莫大なる資金が要る。政府の自創資金といふのは今年の計画では約百億円でありますから、これは十年間続けてみたところで一十億円でありますから問題になりません。そうすると、相当金利の高いこういう莫大なる資金が動くのであります。ところが、公述人のいろいろな意見を聞いてみました。そうすると、現在の農家は一回負債整理をやつてもらつて、借金整理をしてもらつてからならばいいけれども、その担保力あるいは返済能力、こういうものからした場合に、なかなか新しく金を借りるということが担保力の面なり返済能力の面でできない、こういうことを繰り返して聞いているのであります。こういういふゆる農地の移動のための資金といふものについて、一体総理は、こういう法案を出す以上は、どういふふうにお考へになつておられるのでありましょ

うか。

○池田(勇)國務大臣 農地の移動に伴います資金につきましては、これは、買入人の自己資金といふものもございまして、また、助成方法として政府としてその事態に應じて適當な処置をとる覚悟でおるのでござい

ます。

○片島委員 現在、農協の方に金を預金はするが、実際それが還元して農地の造成などに使われておる面が少ない。また、公述人の中にも、実は、農地の造成よりは、さらにこれをほかの方に投資した方がいいので、自分の持つておる金でさういふことに使わないで証券なりあるいはその他の方に投資をする傾向が出てきておるといふことを言われておるのであります。そういったことを、これは莫大なる金で、農家自体でこういう膨大な金、少々の金ではありません。兆とつくくらいな資金といふものを、それは何とか考へるという程度では、なかなか問題は解決しないと思うのですが、いかがですか。

とる、こう言つておる。そうして、その状況を見ながら、毎年これを国会に報告いたしましたして、そうして適時適切な処置をとらうというのがわれわれの考へでござい

ます。

○片島委員 ところで、この土地の移動に伴う資金というのは、先ほどからも申し上げましたように、これから何かの企業、商売をやるその資本、資金といふことならばこれはわかるのであります。しかし、先ほどから言いましたように、甲から乙に移動しても実際は生産性は上がらない。それだけの元をかけたからといって、総生産には関係のない内輪だけの移動であります。そのために一兆でも二兆でも三兆でも出す、——何兆でもよろしゅうございまして、そういう総理のおっしゃつたようなことでは、私たちがどうも納得がいかないのであります。と申しますのは、一反歩かりに二十万といつたしまして、これを年間七分五厘の利息でかりに借りたといつたしますならば、一年間の利息が一萬五千円でありまして、反当たり三石とれたといつたしますと、一反歩を取得したために一石当たりの利子を五千円払わなければならぬ。三石を生産するために二十万円投資した、それが一萬五千円の利息で、三石取れば石当たり五千円の利息になる。ただ政府が貸してくれらるならいいのであります。政府の自創資金などによつてこういう期待は、今年度の予算から見ても、また予算総額から見ても、どういふことができることでないから、何らかの方法で金を借りるかどうかにして融資してもらつて買入といふことになる、石当たり五千円の利息を払わなければならぬ。一

○池田(勇)國務大臣 いろいろ相當長期にわたります農地の大移動につきまして、今ここでどうやるのだといふことはなかなかできにくいことなのでございまして。ただ、問題は、農業自体が非常によくなつてくるということになれば、農民の方々も過去の蓄積、また将来の見通しをもちまして取得するようになるのでありましょ。政府といつたしましては、信託制度とか、あるいは自作農のあれをもつと拡大するとか、いろいろな方法をとつて農民の期待に沿う考へてございまして。今の一兆円、二兆円、三兆円、この金を今積んでおかなければならぬことではないのでございまして。実際に沿ひまして、農業の近代化につきましての財政的措置は、法案にも書いております。よろ

に、思い切つた法的、財政的措置をとる、こう言つておる。そうして、その状況を見ながら、毎年これを国会に報告いたしましたして、そうして適時適切な処置をとらうというのがわれわれの考へでござい

ます。

○片島委員 ところで、この土地の移動に伴う資金というのは、先ほどからも申し上げましたように、これから何かの企業、商売をやるその資本、資金といふことならばこれはわかるのであります。しかし、先ほどから言いましたように、甲から乙に移動しても実際は生産性は上がらない。それだけの元をかけたからといって、総生産には関係のない内輪だけの移動であります。そのために一兆でも二兆でも三兆でも出す、——何兆でもよろしゅうございまして、そういう総理のおっしゃつたようなことでは、私たちがどうも納得がいかないのであります。と申しますのは、一反歩かりに二十万といつたしまして、これを年間七分五厘の利息でかりに借りたといつたしますならば、一年間の利息が一萬五千円でありまして、反当たり三石とれたといつたしますと、一反歩を取得したために一石当たりの利子を五千円払わなければならぬ。三石を生産するために二十万円投資した、それが一萬五千円の利息で、三石取れば石当たり五千円の利息になる。ただ政府が貸してくれらるならいいのであります。政府の自創資金などによつてこういう期待は、今年度の予算から見ても、また予算総額から見ても、どういふことができることでないから、何らかの方法で金を借りるかどうかにして融資してもらつて買入といふことになる、石当たり五千円の利息を払わなければならぬ。一

とる、こう言つておる。そうして、その状況を見ながら、毎年これを国会に報告いたしましたして、そうして適時適切な処置をとらうというのがわれわれの考へでござい

方、米価は、総理は在任中は直接統制は撤廃しないと表明されましたが、総理在任中は撤廃せぬでありました。しかし、米価をきめる場合に、こういうふうにしてせつかく構造改善をやつて自立農家を政府の目標に向かつて造成をした以上は、米価決定にあつては石当たり五千円の利息を付加して決定をしてくれる、こういうことになれば、無理をしてでも、反当たり二十万という投資をすると思ふのでありますが、そうでなければ、一万円米価では、五千円の利息を払ふと、五千円しか残らぬのであります。せつかく経営規模をふやしても、米価として五千円しか残らぬ。石当たり一万円のが、新しい分は五千円しか残らぬ。それによつて、所得がかりに倍増はしなくても何割かでも他産業についていける、一町歩のものが二町歩になつて、その一町歩というものが膨大なる五万円という利息を払つてついでにける、他産業との均衡がとれるとお考えになりますか。

○池田(勇)国務大臣 農地を買つて経営する場合に、現在の状態で七分五厘の利子というところにも問題があると思ふ。また、それが、今までの非能率的な耕作法でもつていくか、もつと近代的なもので収益力を上げていくか、いろいろな問題があります。一反二十万というものが永久に続くわけではございません。これはやはり経済の原則によつていくべきでございましょうけれども、(片島委員)もつと上がる」と呼ぶ)もつと上がるという意味で採算が合ふなら、それはお買いにならぬでしよう。私は採算が合ふような値が出てくるのじゃないかと思ふ。

それから、金の問題でも、かりに一反二十万円でお話のように買った、その金はどこへ行くかということになつてくれば、それが郵便貯金になり、またほかの方へ行くようになって、金融が相当だぶつていく、こういうふうになつてくるのでございすから、自由経済の原則というものは、ここで一つの現象をとらえられて、これでどうだ、あれでどうだというわけにはいかない。これは過去の経験でもわかりますように、やはり、自然の流れによつてそこにいい道が見出されるというところが自由主義経済のうまみであるのでございす。

○片島委員 七分五厘がかりに五分でもそれはよろしゅうございす。しかし、農地の価格が、現在でも相当農地がつぶれておりますが、その下がる、他産業の成長につれて農地の価格が下がる、こういうことは、私たちがこれはどんなに考えてみても下がるだろうというところは考えない。それに、今私が申し上げましたのは、五千円という利息が三千円でもよろしゅうございす。一万円から三千円引いて石当たり七千円という米価にしかならぬ。今、総理は、さらに生産性が上がるような、そうしてまた、政府の言うような選択的な拡大生産、こういうことによつて近代化をして、もつと所得が上がるように考える、こういうことであります。それをやろうと思へば、この一反二十万円のほかに、さらにまた投資をしなければならぬ。これを近代化をし、また資本整備をどうしてもここに相当集中しなければ農地の近代化もできない。生産性を上げ、また選択的に改造して生産を転換していくと

いうことにも、またそのほかに金がかつてくる。金を政府がただでめんどるを見るということなら、自立農家の経営を大きく、数多く造成することができるのであります。ただいまのようないは現在の農民としては踏み切れない。特に、価格政策については非常な不安を抱いておる現在の農民の立場から言つたならば、政府の目標としておる百万戸造成などというものは一朝の夢にすぎないのではないかと思ふのですが、いかがでしようか。

○池田(勇)国務大臣 私は、この二期的な考え方の農業基本法を成立した後、あわせて、今お話しのような農地取得の場合、またそれを近代化するための資本等々が要りますことを承知しておりますから、法制的に、また財政的にあらゆる手段を講じていこうというのでございす。だから、法案が通りまして、具体的な措置はこの事情の変化に応じてまい手打つていくのが私は政治であらうと考えております。

○片島委員 今の総理の答弁では、私は、今不安と言わなくても動揺しておる農民に対して安心感を与えることができないのではないかと思います。さらにこの問題については機会をあらためてお尋ねをしたいと思ふますが、本日は限られた時間でありまして、この前の質問の問題について、どうも私が納得がいかなかった点をあらためて質問をいたしたいと思ふ。

戦前から、日本は諸外国に対してソーシャルダンピングをやつて、いわゆる低賃金がささえとなつてソーシャル・ダンピングをやつておつたわけ

であります。そこで、総理は、この前、現在において低賃金というよりなことはこれはもう考えられない、こういう話でありましたが、アメリカは別として、たしましても、西歐諸国イギリスあたりが大体日本の賃金水準の四倍、西ドイツが三倍、またフランスあたりが日本の現在の二倍、こういうよりな状態である。その経済成長のささえとなつておるのは、やはり、アメリカあるいはほかでもそうですが、大体種類を少なく大量な生産を一つの企業がやるという事です。日本の場合は、競争力が弱いし、非常な欠点とされるのは多種少量生産、これは手工業関係などもありまして自然とそういうことになつておる。また、それが、そういうものをもさらに克服して世界一というよりな注目すべき経済成長を示しておるというところは、これはどうしてもやは賃金水準を低く保つておるというところがささえになつておる。総理は、きう財界に呼び出されて、あまり春闘相場が高いといふので、何か新聞を見ると前田さんあたりがえらい文句を言つておつたやうであるが、非常に低賃金がささえになつておる。しかも、低賃金の中においても、全体の国内の労働賃金というのを見ますと、労働界そのものの中にまた賃金に二重構造があることは総理御承知の通り。最近大企業と中小企業との賃金格差がやや縮まつては参りましたが、なにか西歐諸国に比べました場合には所得格差といふものが労働界そのものの中においても相当見られる。そこで、農村の中学の新卒あたりでどういふところに出ておるかといふことを調べてみますと、臨時工あるいは社外工とい

たようなものが多い。私はこの半年くらの間に三十何名の就職をいろいろ世話しましたが、大体、中学の新卒とか高校の新卒は、学校が推薦するから、私たちに頼まないでそれぞれの学校の成績なり何かによつて就職するのですが、入つて半年、一年、二年ぐらいいつて、いつまでも昇進の見込みがない、あるいは非常に不安定である、どうか一生涯安心して働けるようなところに世話をしてくれぬかというので、一ぺんそういうところには入り込まれた者が、これはどうにもならぬといふのでまたほか職を何とか見つけてくれといふのが非常に多い。ですから、そういう労働市場において、農村から出ておる新卒といつたような者の多くは労働界の底辺部におる。やはり賃金もピラミッド式になつておる。まして、そういう者が都会に行つて中小企業その他の社外工といった賃金の底辺部におる。農村では食えなくなつた。農村の人口はだんだん減つておる。現に中学新卒が減つておる。が、こちらでは食えないのでだんだん減つていく。しょうがないから今度はまたこつちに行くといふことで、底辺部から底辺部に移動しておるのです。そういうことになると、農民は、この前は国民の苗しろだと言われましたが、やはり他産業の苗しろとなつて、農村におつても踏み台にされ、せつかに都会に移動しても踏み台にされる。こういうことでは農村は非常なる不安と動揺を来す。他産業の成長によつて吸収すると言ひけれども、非常な不安と動揺を防ぎ得ないと思ふのです。が、いかがお考えですか。

○池田(勇)國務大臣 日本労働界の

過去の因習その他が今後ともそのまま続くとお考えになるのはいかがなものかと思ひます。今農民のことはかりをおつしやいます。中小企業の子弟だつてそういうふうになるのじやございせんか。これはどこに原因があるかと言つたら、日本の労働界における賃金制度が年功加算制のあれになつたり、あるいは最低賃金制が今まで行なわれなかつたり、いろいろな労働界における過去の因習がもたらしてある結果であります。それを變えていかなければならぬというのが国民所得倍増の根本なんです。現に、最低賃金制の問題も、労働者が初めて考へておつた線よりもよほど急速な進歩をしつゝあるのがあります。そして、中高年の人の失業問題等々、労働界の今までのあり方というものが、所得倍増による産業改革によりましてよほど變つていくといふことを考へなければいけないし、變つていくように仕向けるべきでございします。今までの悪いところばかり言つて、今度もまたこうだといふような結論にはならないと思ひます。

○片島委員 非常に高度な経済成長の中において、中小企業あたりは現在でも非常に不安定な状態にある。ですから、そこに雇われてくる農村の子弟も非常に不安定な状態なんです。一朝景気の状態が變つてきて、経済界が非常に困つてくるというふうなときに、一番先に整理されるのは、そういうい

わゆる中小企業なりに雇われておる主として農村から出た者が多いのです。そういうものを解決しないで、ただ、今成長しておるからといふことでは危険である。今農村の人口は減つておる。いやがもうでもこの法案が通ればそれはますます促進されるでありましよう。しかしながら、そういう底辺部から底辺部に移動しておるといふような非常な不安定な状態、これを、今総理は、何とかこれからのいい方に改善していくと言ひ。最低賃金制の問題をこの前石田委員が質問したときに、それとこれとは別だといふような御答弁があつたと私は思ひます。そういうものもあわせて、しかも非常に安定したところを保障するといふならば、これは私はあと問題はないと思ひます。そういう保障をしないでおいて、そういうところに追い込むといふことになれば、農村には非常な動揺が出てきます。現在、過去五十年間の人口の移動を調べてみますと、二十八年から三十四年でありますが、十五才から十九才で農業に就業する人口は、昭和二十八年に二百二十三万、三十四年に百三十六万と、八十七万、四〇%農業に就業する若い人たちが減つておりました。また、中学卒業で農業に就業する者が昭和二十八年には一七%と半減しておるといふ状態です。だんだんと農村人口は老齡化しておりますが、こういう形で若い人たちはかりが出ていくのに、労働市場の条件が非常に不安定であり低賃金であるといふことでは、農村はいつまでたつても浮はれない。子供たちが何とかいいところに行くならそれでよろうと言つておつたのが、出ていったのはますます苦しいやうなところにはかり出ていく。こういう点の総合的な施策を考へないで、農業は他産業の成長によつておくれるから今度そちらの方に少しでも持つていくのだ、

持つていかれたところはまた労働市場におけるごみ捨て場みたいなところ、こういう状態が続いておつたのでは、農村は踏んだりけつたり状態です。時間がありませんから、私はまたこの点については機会をあらためて詳しくお尋ねをしたいと思ひますが、その点について総理はいかがお考えですか。

○池田(勇)國務大臣 たいだいま申し上げた通りでございます。農村におきまして、中学校、高等学校、あるいは工業高等学校をふやし、都会と同じような教育の均衡をはかる。農民の子供さんだから他の月給取りやあるいは中小企業の子供さんより悪くなる、こういう前提で言われることは、私は考へものだと思ひます。われわれは、万民同じような立場にしていこう、政治でそういうようにするに、国民とともに進もうといふことでございます。政府と国民と対立しているのじやない。国民の力によつてものがで上がるのでございまして、政府は国民の氣持を聞きながらその道作りをしやうとしておるのであります。私は、そういうわけでございますから、農民の子供さんだけ虐待する、こんな政治は一つもしたことはないし、そういうことがあつてはいけません。農民も、中小企業も、月給取りも、労働者の子供さん、みな同じでございます。しかるに、今の経済発展、あるいは構造改革によりまして、農村がえてしておくれがちであるからといふので、他の業種と同じような立場にしていこうといふのが農業基本法の制定の趣旨でございます。今お話しのようなことがありますが、それから、それを直そうとしておるこの法案であります。

持つていかれたところはまた労働市場におけるごみ捨て場みたいなところ、こういう状態が続いておつたのでは、農村は踏んだりけつたり状態です。時間がありませんから、私はまたこの点については機会をあらためて詳しくお尋ねをしたいと思ひますが、その点について総理はいかがお考えですか。

○坂田委員長 次は、稲富後人君。

○稲富委員 時間の制約がありますので、要約いたしまして御質問申し上げます。

たいだいま提案になつております農業基本法についてお尋ねするわけでございしますが、この法案の具体的な内容につきましてはいずれ関係閣僚に十分お尋ねいたしたいと思ひますので、本日は総理にこの法案の審議にあたりましての基本的な考え方について一つお尋ねしたいと思ひます。

それは何であるかと申し上げますと、先日来新聞の報道等を見ますと、総理は、党内において、本法案を今国会にぜひ通過させるように叱咤激励されておるといふ新聞記事がしばしば載つております。もちろん、これは、提案者としての総理としてはやむを得ないことだ、当然だと思ひるのでございしますが、総理がこの法案を今国会に通過せしめたい、かように考へておられるその理由といふものは、この法案に対する農民の期待があるから、その農民の期待に沿いたい、こういう氣持からであると思ひます。ところが、この内容を私たちが検討いたしますときに、はたしてこの政府案に対して農民がどれほどの期待を持つておるかといふことに對しましては、非常にこれは疑問があるわけです。それで、今日農民に少なくとも農業基本法を一つ出してもらいたいという希望があるといふことは、現在の日本の農村の経済の状態といふものが非常に困難な状態に陥つておる、農民はこの苦しい農業経営から何とかしてのがれたいといふ悲願を持つておる、その悲願を持つておるがために、その悲願によつ

て、農業基本法が通つたら何とかなるだろう、こういう氣持を持つておると思ひます。それであるがゆゑに、このお出しになる農業基本法といふものは、その農民の期待に反しないような農業基本法を通過せしめなければ、これは将来農民に対しては非常に罪惡だと私は思ひます。そういう意味からは、私たちは、今後、この内容に対しては、非常に吟味し、検討をしなければいけないと思ひます。でございますが、そういう点を十分きまえた上で総理は本国会でこの農業基本法を通過しなければいけないといふことを考へていらつしやるのか、この点をまず基本的な考え方として承りたいと思ひます。

○池田(勇)國務大臣 農業基本法を提案いたしました私の氣持は、稲富先生のおつしやる氣持と同じ氣持で、農業をこのままにしてはおけない、これを農民に対して申しわけない、希望を持つてもらふような施策を講じようといふのが私の考え方でございます。従いまして、農業の今後のあり方につきましては、いろいろなことを考へ、また、今の考へで足りないところも出てくると思ひます。各方面からいろいろな知恵をしなければならぬ。しかし、考え方として、このままではいけない、基本法を作つて、これから向かうべきプリンシプルをまずきめようといふのが今回の案でございます。だから、将来起こるべき事象を考へますと、あれにもこれにも、こういう条文でこういう法律も作りたい、こういう財政措置も作りたいといふことは、私はたくさんあると思ひます。しかし、今までの法律にない点を、われわれは、農業をもつと近代化し農民の

生活水準をもっと上げるために、こう
いう考え方で、たとえば法制的にも財
政的にもあらゆる手段をとりまです
と規定し、そして、足らざるところ
は毎年の国会で報告して審議して、こ
ういふところが足らぬじゃないか、こ
ういふところを伸ばすべきだというふ
うな御議論が今後あることを期待し
て、まずここでスタートをしようとい
うのが私の基本法を提案いたしました
気持でございます。万全ではございま
せんが、まずここでスタートを切らな
ければ、おくれではないかぬという考
え方でございます。

○稲富委員 今、総理は、将来にお
いて考えなければいけないとおっしゃ
るが、先刻申し上げましたように、今
回の農業基本法に対しては、非常に農
民の中に期待があると同時に不安があ
るわけですね。これは、私、総理にも責
任が非常にあると思うのであります。た
とえば、選挙前におきまして、今回
政府が計画されている農業基本法とい
うものが零細農民を削減するのだ、こ
ういふような選挙前のいろいろなこと
によって農民は非常に不安を抱いた。
そういうことを言ったのじゃないとい
うことを政府はしばしば弁解されてい
る。ところが、農民の中には、やはり
農地改革当時のように、二町歩耕作地
というところになったならば、これは当
然われわれは整理の運命にあるのでは
ないかという不安があるわけであ
ります。ところが、今申し上げましたよ
うに、政府はそうではないと言ってお
られますが、その不安は依然として残
っております。ただ、問題は、今回のこ
の農業基本法の政府案を農民が見ます
ときに、先刻からも非常に御議論があ

りましたが、自立経営の農家を作っ
ていくのだということを強く政府は主張
されているが、これに対して、零細農
家をどうされるかというところを十分考
えておられない。こうなりますと、口
にはそういうことを政府は言っている
けれども、やはり、結論は、この零細
農家というものが農業上における犠牲
を非常に払わなければいけないのでは
ないか、こういうような不安が依然と
してあるわけですね。それで、この法案
を通して、あるいは将来の国会にお
いてまたこれをいろいろ審議すると言
われても、これが出たときには農民に
不安が来ると思うのであります。それ
だから、今回の農業基本法を提出す
る以上は、その農民の不安をなくする
ような農業基本法を出しになるべき
が政府として当然おとりになるべき
態度でなければいけない。ところが、今
度はともかくも大あらましを出してお
くのだ、将来はこれに対して何とか考
えるのだということでは、私は将来の
農民の不安というものは消えないと思
うが、政府はそういう点を十分お考え
になっていかないと、私は思います。

○池田(勇)国務大臣 これは二つに分
けて考えなければいかぬと思います。
まず農業をどうするかという問題が第
一点でございます。そして、第二点
は、今まで農家が今後どうなっていく
かということがあるのであります。こ
の二つの問題がある。農業というもの
は国の産業として絶対に必要な根本で
あります。商業、工業が発達すると同
時に、国として立つ以上は、農業の発
達がこれとつり合っていないかなければ
ならぬということ、これはもう根本でこ

ざいます。第二段として、つり合
りつばな企業とした場合に、今の農家
が六百万戸そのままで残れるか、こ
ういふ問題があります。今の御心配の点
はそこだと思ひます。六百万戸が残
る、農業自体がうまくいかぬばかりで
なしに、六百万戸の相当部分がじり
貧になつていくから、この農家とい
うものが専業農家で立つと同時に、第
二種兼業農家といふものが相当多く
なつてきて、農家といふものの、名ば
かりで、実際上はもう労働者あるいは
企業者、こういう格好になつていく。
私はこれを見ておられるわけですから、農
業自体をよくすると同時に、今まで農
業に従事しておられた六百万戸の人を
切り捨ててはななくて切り上げて、こ
れが第二種兼業としてつりつたに立
つていく、あるいは全部他の業種に変
つていくように、地方に工業を分散
するとかして、農家の人に農業以外の
所得がふえるような施策を立ててい
って、専業農家は専業農家としてつ
つていく、あるいは農家を離れて
他の仕事につく場合もありましょ
う、あるいは第二種兼業として一応日
曜農家として残られる人もあるでし
ょうが、そういうことで、農業自体をよ
くするといふことと、今のこの六百万
戸をどう切り上げていくか、この二つ
の問題がある。農業自体をよくする
といふことは、これはわかるとおも
います。しかし、農業からだんだん実質
的に離れていく人をどうするかという問
題につきましても、今後いろいろな施
策が行なわれなければならぬ。私は、
この農業基本法を提案いたしました初
めのころと比べると、現状においては

よほどおわかりいただいたと考
えております。今後も、われわれとしては、
PRをいたしまして、農民の協力を得
まして改善上昇させていかなければな
らぬと考へておるのであります。

○稲富委員 切り上げ切り下げ、ど
ちでもよろしいのですが、問題は、総
理は、この法案が出て農民が非常に理
解ができたとおっしゃるが、私たちが
実際農村の感情というものを、農
業基本法の内容を十分知らずに、農業基本
法に非常に期待を持っておった人はこ
れで何とかが浮かび上がるであらうと希
望を持っておった。ところが、内容を
見るにつけてますます不安が大き
なつてきたといふのが実情だと思
います。これは一昨日常の公述人の御意見
の中にもそういうことがあったのであ
ります。そういうことになりましたと、総
理のお考え方と実際というものが違
うといふことになつてくる。それで、私
が総理に言いたいのは、それならば、
今後この審議の過程において総理の今
考へていらっしゃるのと実際の違
うという場合があったならば、来年の国
会において何とかするといふことでは
なしに、今国会においてこの政府案
から手を直してでも、ほんとうに農
民の期待に沿うような、こういうよ
うな法律案にしたい、するといふ、こ
れほどのゆとり、これほどの雅量とい
いますか、こういう考へが総理におあ
りになるかどうかを承りたい。

○池田(勇)国務大臣 私はずっと
いろいろな世論調査あるいは新聞の論議等
を毎日見ております。そして、公聴
会の議論も私は新聞を通して拝見し
ました。問題はいろいろございませ
う。しかし、これは、根本的にいかぬ
といふのでなしに、こういう点を将来
考へなければならぬ、こういう点はど
うかといふことで、割に建設的議論が
多い。頭からだめだといふふうな議論
は非常に少のうございませう。私は、
やはりPRとか、あるいは国会の議論が
非常に効果的であつたと考へておりま
す。地方新聞のあれを見ても、大
体賛成だとか、これはいいから、今後
どうあるべきだといふ建設的賛成論が
大多数と私は確信しております。それ
を私は今後実現していきたい。ただ、
稲富先生のおっしゃる通りに、この審
議中におきまして建設的な非常にいい
案があつたならば、これは民主主義の
国会でございませうが、私が今までこ
の議論あるいは所管大臣から承つたこ
ろを総合いたしますと、まあ大体これ
でいけるんじゃないかと思つておりま
す。しかし、いい意見があまりにな
らば、つづしんで押さえていたしま
して、善処をいたすのにやぶさかでは
ございませう。

○稲富委員 この扱い方というもの
は、そのいけるというものは、あなた
の多数で押していけばいけるというこ
となんでございませうけれども、問題
は、政府が農民に親切なるゆえんとい
うものは、やはり、いろいろな意見があ
つたら、あなたの方でその農民の期待に
反さないようにしてこれを修正して、そ
してみずからこれを修正してでもやるん
だ、このくらいの熱意と申しますか、
これくらいの親切味が私は農民に對し
てなにかいかにあるか。ただこの法律
を力によつて通すとか通さぬというこ
とではなくて、今後の審議の過程にお
いて政府としても十分そういうふうな

ゆとりをもつて処していただきたい、
こういふことを私は申し上げておるの
であります。

○池田(男)國務大臣 この法律は、あ
くまで国のため農民のための法律でござ
いますから、農民の切なる希望によ
つて私はこれを提案しておるのであり
ます。そこで、不十分な点がありま
すれば、あるいは将来において直すこ
と、あるいは、今直ちに直す必要
の問題が起りましたら、これは普
処するにやぶさかではございません。
だから、十分御議論していただいて、
よりよいものに、農民のために国のた
めにしようという私の考え方は、人は
低姿勢と申しますが、決して低姿勢
ではないと思つておるのでございま
す。

○稻富委員 さらにお尋ねいたした
いと思ふことは、これは総理も御存
じのうちに、この農業基本法という
ものは、これだけお出しになつて通過
せしめたところで、やはり関連法案がで
きなければ十分の実を結ぶことがで
きないことは御承知の通りであります。
それで、総理は、この関連法案との関
係というものをどういふようにお考え
になつておられるか。この関連法案と
いふものと相俟つてこそこの農業基本
法といふものは生きるのだというこ
とは十分御承知だと思ふのでございま
すが、その関連法案はまだ国会には提出
されてないといふような状態であり
ながら、ただ法案を通せばとおつ
しやる。こういふような考え方をどう
お考えになつておるか、あらためて何
いいたい。

○池田(男)國務大臣 私は、農業法に
関係したさしあつて必要な法案は御

審議願つておると思つております。農
地法の問題とか、あるいは金融関係の
いろいろな措置とか、出ておると思ひ
ます。ただ、私は、今後の進み方によ
りまして、今まで出しておる法案以外
にいろいろなものが出てくると思ひま
す。従つて、第四条に書いております
ように、法制的な条文を入れておるわ
けでございまして、ですから、今国会に
おいては、まあ、われわれは、次の
通常国会、また、その次の次、ずつと
農村がほんとうにりつぱになるまで法
制上、財政上の万全の措置をとりう
いふことをお誓ひ申すのがこの農業基
本法案でございまして。

○稻富委員 いや、その点が、将来財
政上、法制上の処置をとるのだとい
う、実にばく然たる意見なんです。ね。
それよりも、農民が一番期待してお
るのは、この法案を通すときには、こ
の関連法案の完壁を期するために、こ
れと同時に関連法案もともに通過せしめ
るのだといふことで、これだけの処置
をとらなければ、私は農民の期待はす
れなくなるというところを申し上げて
います。ところが、現在の審議状態から
言つても、関連法案といふものがはた
してこれとともいけるかどうかとい
うことは、これは期日においても私は
非常に疑問になるんじゃないかと思
ひます。そういう点を、ただ、将来法制上
あるいは財政上の処置をとるようにな
つておるから、それで包含せられて
完壁を期せるのだといふことで、こ
の取り扱いといふものは十分ではない
といふことを私は申し上げておるので
ございまして。

○周東國務大臣 その点は私からお答
えをいたしますが、今日すでに国会に
は必要なさしあつての関連法案は提
出したしておりますから、皆様の御協
力によつてこれも一緒にどうか御審議
をいただきたいと思つております。
それから、もう一つつけ加えておき
ますが、農家の方々が非常に不安を
持つていらつしやるという一例にお
いて、一町五反あるいは二町以下の人
めさせるのじゃないか、こういう先ほ
どからのお話であります。しかし、あ
の法案をよく理解してよく説明すれば
わかりまして非常に賛成を得ているの
は、現在五反とか三反とか六反とかい
う非常に少ない方々の基盤では、これ
は経営上差しつかえがあるので、でき
るだけ基盤の拡大をして自立農家に引
き上げようといふことがこの法案であ
りまして、それは、問題といたしまし
ては、今お話しのように土地の問題も
あります。それから、たびたび申しま
すように、今後、私たちの考え方とい
たしましては、将来の需給に従つて必
要なる土地の拡張はどれだけか、しこ
うしてそれに関連いたしまして財政上
の処置をとり、それに基づいての基盤
拡張をやると書いてあるのですから、
一ぺんに抽象的に何百万町歩やるとい
ふことよりは、農家に対して親切な
き方であらうし、また、地方的に申し
まして、拡張がすぐできるところとで
きないところがあるので、その点は、
ただ単に面積だけの問題にあらずし
て、経営の内容といふものを近代化、
合理化することにより、あるいは高度
技術化をはかることによつて収入を上
げていくことは、地方的に現実の姿が
たくさんございまして。これは、ただ単

に一つの目標として――面積を上げる
といふことは一つの方法でしょうが、
経営の内容を大きく改善することに
よつて、必ずしも一町あるいは一町五
反なくても実績をあげている人はた
くさんある。そういう問題も私もあ
わせて今後の問題として考えていくわ
けであります。

○稻富委員 その内容の具体的問題
につきましては、いづれ農林大臣にお
尋ねいたしまして、審議の過程にお
いて、そういう今の問題のようなこと
につきましては、十分私たちの意のある
ところも申し述べ、政府の意のある
ところも、これは一つ専門的に承りたい
と思つております。ただ、総理に私
言つておるのは、今申し上げましたの
は、関連法案といふものが並立してい
かなければ、この法案といふものが効
果を持たないといふことは、総理も御
承知の通りなんです。ところが、今の
過程において、はたしてこの関連法案
といふものでやつていけるかどうかと
いふことに對しては、自民党の諸君は
いろいろおつしやつておられるけれど
も、十分な関連法案が出ていない。これ
は十分じゃないと思つておる。それ
で、私の言いたいのは、並立しないた
めに、せつかく農業基本法が出たけれ
ども、十分農民がむくわれなかつたとい
ふような場合に、非常に農民が期待
はずれになりはせぬか、この点を私は
憂慮するわけです。出す以上は、期待
はずれにならないようにといふこと
で、並行してやつていかなければなら
ないじゃないかと言つておるのです。
これが親切味のあることじゃないか、
こういふことを私は聞いておるわけ
です。内容に關する点についてはい

○池田(男)國務大臣 先ほども申しま
したように、さしむき必要な関係法案
は御審議願つておるのでございませ
ん。しかし、それで今後十分か、こう言
われても、農業は前向きのものであり
ます。今社会党の方々が御指摘になり
ましたように、農地の移動その他につ
きまして今後どういふふうな財政措置
をとつたらいいかといふことは、今後の
事態からいろいろ出てくると思ひま
す。そこでどういふ画期的な仕事をや
る、今こゝでずつといふのじゃござ
いせん。自由主義経済といふのは、そ
のつどそのつど適當な処置をとつて
いくことが一番いい方法なんです。だ
から、私は、差し向き必要な関係法案
は御審議願つておりますし、また、今後
におきましても、必要で可能と思ふ
のはできるだけ早くやつていこうとい
うのが私の考え方でございます。

○稻富委員 結論的に申し上げま
す、審議の過程において十分尊重すべ
きものがあつたならば、政府としては
尊重してそれに対する手直しもけつこ
うだといふ御意見のようであります。
さらに、関連法案に對しても、ともに
これを進めたいという意向もありま
す。ただ、来年度の予算編成等の関係
もあると思ひますが、それでは、もし
もこの法案が通つて関連法案が通ら
ないといふことになりましたら、やはりこ
れは十分な処置がとれないといふこと
になつてくる。そういうことが生じた
場合には、あるいは臨時国会でも開
いてさらにこの問題を審議していく、こ
ういふ意図でもあるのかどうか、この
点も承つておきたい。

○池田(男)國務大臣 先ほども申し
ましたように、さしむき必要な関係
法案は御審議願つておるのでござい
ます。しかし、それで今後十分か、こ
う言われても、農業は前向きのも
のであります。今社会党の方々が御
指摘になりましたように、農地の移
動その他につきまして今後どうい
ふふうな財政措置をとつたらいい
かといふことは、今後の事態から
いろいろ出てくると思ひます。そ
で、こゝでどういふ画期的な仕事
をやる、今こゝでずつといふの
じゃございせん。自由主義経済
といふのは、そのつどそのつど
適當な処置をとつていくことが
一番いい方法なんです。だから
私は、差し向きに必要な関係法
案は御審議願つておりますし、
また、今後におきましても、必
要で可能と思ふのはできるだけ
早くやつていこうといふのが
私の考え方でございます。

○池田(勇)國務大臣 私は、農業基本法案が通りましたら、当然、やはり、常識的に、これに直接必要な関係法案も通ることと期待しておるのであります。いろいろな場合につきまして、総理としてこの場合はこうだということとは申し上げられませんが、言い得ることとは、あなたが全一致通ることのみ期待しておるわけでありまして、

○稲富委員 最後、私は、法制局長官も見えておりますのでこの機会にお聞きしたいと思ひますのは、今回の法律案で私たちが一番異様に感じますことは、これは総理にお聞きするわけですが、元来、法律案というものは、法律の目的というものがあつて、はつきりこの法律の目的はこうだということが述べてある。ところが、この農業基本法案においては、第一章に目的という言葉を使つておらない、目標と言つてゐる。何がためにこの法律だかは目的という言葉を使わないで目標という言葉をお使いになつたのか、こういう点を一つ承りたいと思ひます。

○池田(勇)國務大臣 これは法の格好で、戦後におきましては第一章第一条に目的を書くのが普通でございます。しかし、御承知の通り、この農業基本法案は、その法律の性質、重要性から申しまして、前文を書いておりますのであります。こういう法律は教育基本法と農業基本法だけだと私は思つておりますが、そういう関係でございまして、前文がありまます関係上、他の法律のように国の農業に関する政策の目的と書かずに、目標と書いたところが、前文を置いた意味でございまして、これは一つの進歩だと私は考へております。

○稲富委員 この問題は、そういう御答弁をなさいますと、またいろいろ將來この問題に對してもお尋ねしなければいけないと思ひますが、私が言つておるのは、どうも総理は目標と使つたことが今回の法律においては非常に進歩的なことのように言われておりますが、少なくとも、法律というものは、目的というところから受ける感じが、目標という言葉から受ける感じが、非常に違ふわけなんです。——これは一般概念において、それから、ほかの法律には目的という言葉があつて目標という言葉はない、私は存じ上げられておられません。なぜこれをお使いになつたかというときに、基本法というものが、あまりにも、目当てといひますか、その点が確信がなさ過ぎるのではないかと、こういう氣さされればはするわけでありまして、これを進歩的だといふ言葉で片づけられれば、それで済むようなものだけれども、そこにわれわれのまず第一に非常に不安な点もあるわけでありまして、

その点、法律上では目的といふことと目標といふことはどういふふうに使ふのであるか、法制局長官に一つ用語上の問題でお尋ねしたいと思ひます。

○林(修)政府委員 これは、御承知の通り、ただいま総理も仰せられました。たが、この法案は前文をつけたわけでありまして、これは教育基本法あるいは教育基本法以外の若干の法律にございまして、現在、前文を置いてゐる法律は、国会図書館法その他の法律も若干ございまして、そういう趣旨から、もう一ぺん第一条にこの法律の目的といふことをわざわざうたうのはダブるのではないかと考へ方一つあるわけでありまして、

○稲富委員 教育基本法の第一条は教育基本法の目的を書いてゐるのではなくて、教育の目的を書いておられますが、こゝではむしろ政策の目標、政策でございまして、政策の目的といふよりは政策の目標、法律の目的じゃないので、今の御指摘は、目標という言葉をなぜ使つたかということでありまして、政策の目標でございまして、法律の目的じゃない。法律の目標といふものを第一条に置いたわけでありまして、これは、法律全体の趣旨は前文で明らかにしておきます。今まで普通の法案で第一条に目的を書きますのは、法案全体の趣旨から目的を第一条に書くわけでありまして、その点が少し普通の法案と形を異にするわけでありまして、そういう点でわざわざ第一条にもう一ぺん法律の目的を書くのはダブる、かように考へたわけでありまして、

○稲富委員 法制局長官の話によりまして、この法案は政策だ、農業基本法は政策だから目標を書いてゐるんだとおっしゃる。この点、農林大臣はそれでいいのでございまして、

○周東國務大臣 ただいまの法制局長官のお答えは、第一条に政策の目標と書いておられると書いてあるから、それを御説明したのであります。問題は、目的とか目標とか、そういう字句の問題にあらずして、この法律を制定する目的はどこにあるかといふことを前文に詳しく書いてあるわけでありまして、これをもちつてこの政策を達成する、目標を示すことがこの法律の使命であると書いてある。そして、あとの問題といたしましては、その目標を達成す

るためにかくかくの施策を講じなければならぬといふことを書いて、施策を一つと羅列しておるわけでありまして、しかも、その施策を実行するに於いて必要な財政上、法制上あるいは金融上の措置をとる。しこうして、また、とりつぱなしではいかぬので、国会に報告の義務を負わせ、その報告に従つてすべて農政といふものを国会を通じて国民の審議の対象に持つてくるといふような事柄自体が、この法律制定の目的であると思ひます。

○稲富委員 それではこの問題は、いづれ機会を見まして農林大臣に聞きますが、どうも全体から言ひまして、この法律の締まつたところがない。どこがほんとうの勘どころだといふところがない。ふわつとしてゐる。ここに目標といふのがあるだらうと思ふ。これが政策だと言ひますと、この点があつてば、然としてゐる。そういうことにより、いかにも言葉のあやでこれをのけるようなことを言われてゐるんだけれども、そういう考へ方がこの中全体にみながつてゐるのではないかと、この問題を基本的な問題として聞いておるわけでありまして、私に与えられた時間が来ておりますので、いづれ機会を見まして、さらに一つ十分この問題に對してもお尋ねしたいと思ひます。

いづれ機会を見ましてまた関係閣僚にお尋ねするといふことだけを申し上げまして、私は質問を打ち切りたいと思ひます。

○坂田委員長 次会は二十五日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十九分散会

昭和三十六年四月二十七日印刷

昭和三十六年四月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局